

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法	
規制の名称	公開買付規制の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局企業開示課	電話番号： 03-3506-6259 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和元年5月7日	
事前評価時の想定との比較	事前評価時、市場内取引及び適用除外買付け等は、それぞれ単独では公開買付けによることを要しないが、他方で、これらを組み合わせた結果、「急速な買付規制」に該当し、公開買付けによることが必要となってしまう事例が認められることは、規制の趣旨に鑑みてバランスを失っているとしていたが、当該規制緩和後も、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	事前評価時、市場内取引及び適用除外買付け等を組み合わせた結果、公開買付けによることが必要となってしまう事例につき公開買付けによることが不要となることにより、株券等の買付者において、公開買付けの実施に伴う法定開示書類の作成等に要する費用が減少することが想定されていた。 当庁がヒアリングを通じて、複数の法律事務所に確認したところ、公開買付けの実施にあたっての主だった費用としては、公開買付代理人の業務において発生する費用、公開買付届出書等の法定開示書類の作成費用、公告のための費用、公開買付応募契約等の関連する契約の作成費用等が挙げられるが、これらの費用については、実施する公開買付けの規模(買付金額の多寡や、応募株主数等の規模等)等の要因により、一律に遵守費用を金銭価値化して推計することは困難である。なお、当庁がヒアリングを通じて複数の法律事務所から確認したところでは、法律事務所としての費用として500万円以上発生したという事例も認められた。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	事前評価時、本規制緩和に係る行政費用に関しては特段発生しないと想定されていた。事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していない。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	当該規制緩和により、本来公開買付けによることを要しない市場内取引や適用除外買付け等を組み合わせた取引についても、公開買付けによることが不要となり、規制の趣旨に鑑みてバランスの取れた状況になるという、事前評価時に想定した通りの効果が発生している。 なお、自己株式の公開買付けを除いた公開買付届出書提出件数は、規制緩和が行われる前の平成25年以前は毎年50件台から70件台後半で推移していたところ、平成25年から平成26年にかけて減った後、同年以降は毎年30件台後半から50件台の間で推移している。 一方、公開買付けを除いたM&Aの件数は、平成25年以前は1600件台から1900件台を推移していたところ、同年以降は、毎年増加している。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	当該規制緩和により、本来公開買付けによることを要しない市場内取引や適用除外買付け等を組み合わせた取引についても、公開買付けによることが不要となり、規制の趣旨に鑑みてバランスのとれた状況になっていると考えられ、事前評価時に予測した便益と乖離はないが、便益の金銭価値化は困難である。 なお、当庁がヒアリング等を通じて、複数の法律事務所に確認したところでは、実際に、グループ内の企業再編の際のスキーム選択における懸念事項が大幅に減った、本規制緩和前であれば、将来において公開買付規制が市場内買付けに対して適用される可能性があることを考慮して控えていたかもしれない適用除外買付け等の実施について、本規制緩和があったことによって、躊躇なく買付けを行うことが可能となったといった回答が得られた。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	当該制度に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	当該規制緩和により、事前評価時の想定どおり、遵守費用は減少して行政費用は特段発生していない一方、本来公開買付けによることを要しない市場内取引や適用除外買付け等を組み合わせた取引についても、公開買付けによることが不要となり、規制の趣旨に鑑みてバランスのとれた状況になっているという便益が発生している。また、間接的な影響も特段見受けられない。 よって、本件に係る特段の見直しは不要であると考えられる。	
備考		